

こども家庭庁提出資料

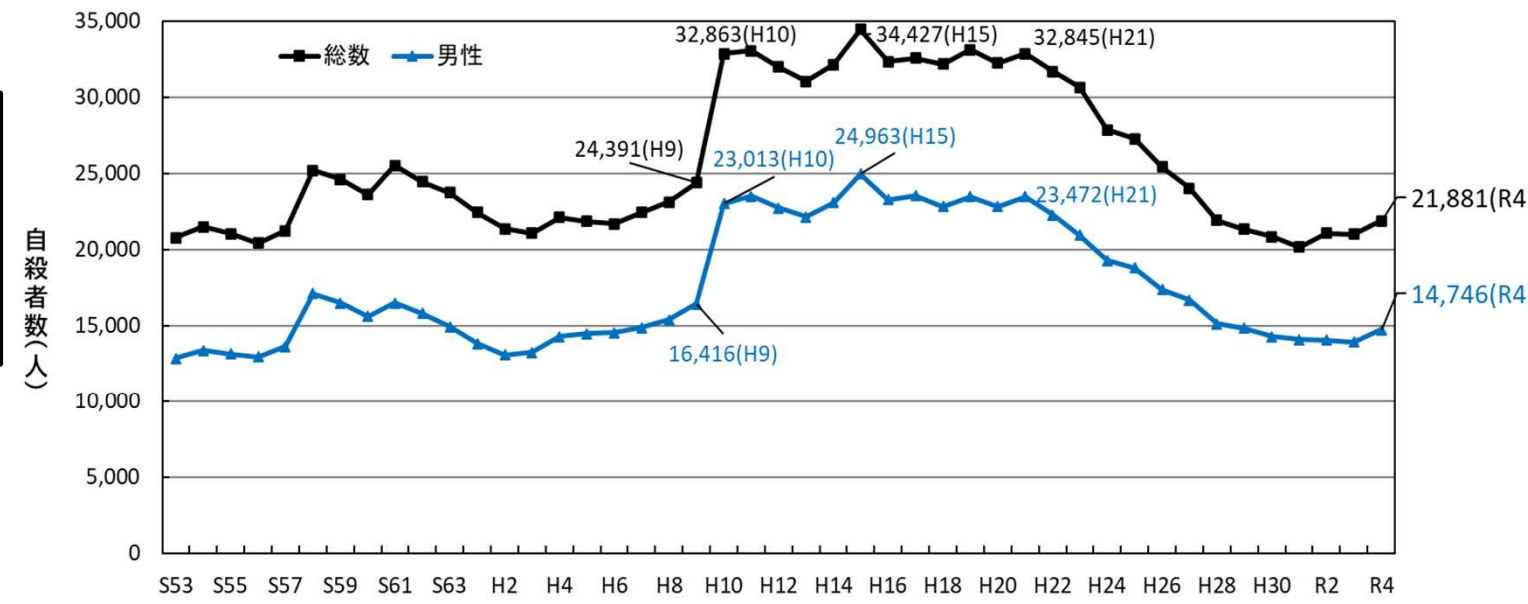
【令和4年確定値】自殺者数の年次推移（昭和53年～令和4年）

令和5年3月14日現在

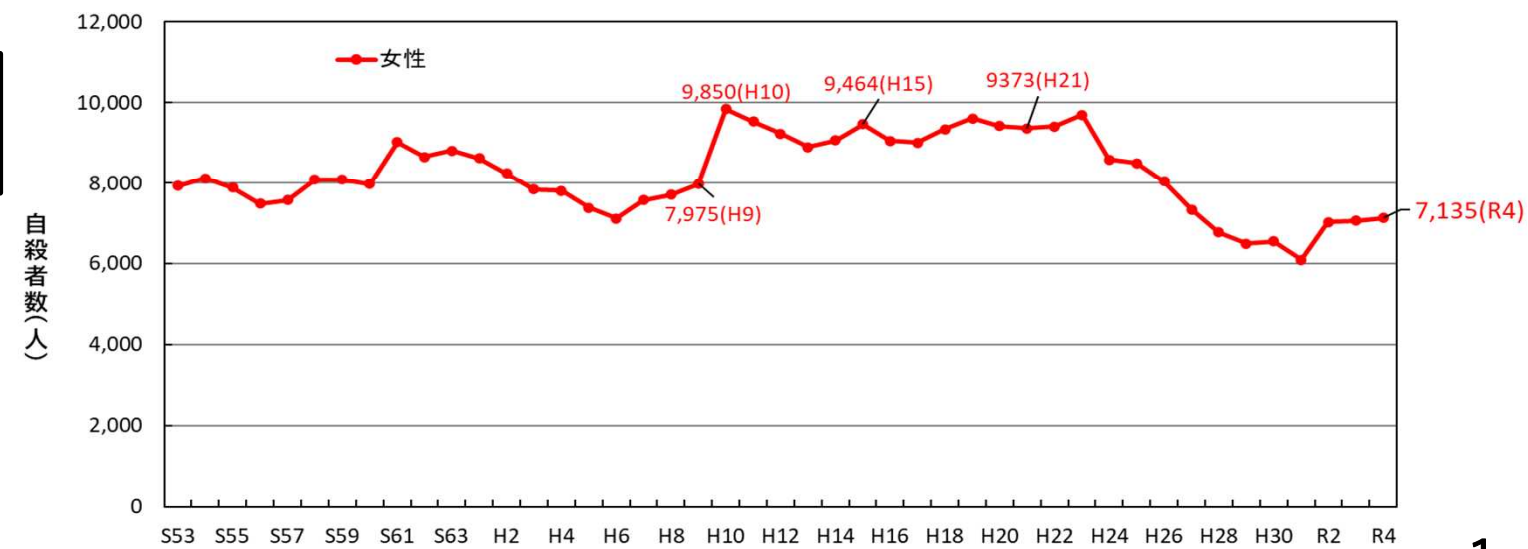
年次別	総数	男性	女性
S53	20,788	12,859	7,929
S54	21,503	13,386	8,117
S55	21,048	13,155	7,893
S56	20,434	12,942	7,492
S57	21,228	13,654	7,574
S58	25,202	17,116	8,086
S59	24,596	16,508	8,088
S60	23,599	15,624	7,975
S61	25,524	16,497	9,027
S62	24,460	15,802	8,658
S63	23,742	14,934	8,808
H1	22,436	13,818	8,618
H2	21,346	13,102	8,244
H3	21,084	13,242	7,842
H4	22,104	14,296	7,808
H5	21,851	14,468	7,383
H6	21,679	14,560	7,119
H7	22,445	14,874	7,571
H8	23,104	15,393	7,711
H9	24,391	16,416	7,975
H10	32,863	23,013	9,850
H11	33,048	23,512	9,536
H12	31,957	22,727	9,230
H13	31,042	22,144	8,898
H14	32,143	23,080	9,063
H15	34,427	24,963	9,464
H16	32,325	23,272	9,053
H17	32,552	23,540	9,012
H18	32,155	22,813	9,342
H19	33,093	23,478	9,615
H20	32,249	22,831	9,418
H21	32,845	23,472	9,373
H22	31,690	22,283	9,407
H23	30,651	20,955	9,696
H24	27,858	19,273	8,585
H25	27,283	18,787	8,496
H26	25,427	17,386	8,041
H27	24,025	16,681	7,344
H28	21,897	15,121	6,776
H29	21,321	14,826	6,495
H30	20,840	14,290	6,550
R1	20,169	14,078	6,091
R2	21,081	14,055	7,026
R3	21,007	13,939	7,068
R4	21,881	14,746	7,135

○令和4年の自殺者数は21,881人となり、対前年比874人（約4.2%）増。
 ○男女別にみると、男性は13年ぶりの増加、女性は3年連続の増加となっている。
 また、男性の自殺者数は、女性の約2.1倍となっている。

総数・男性



女性

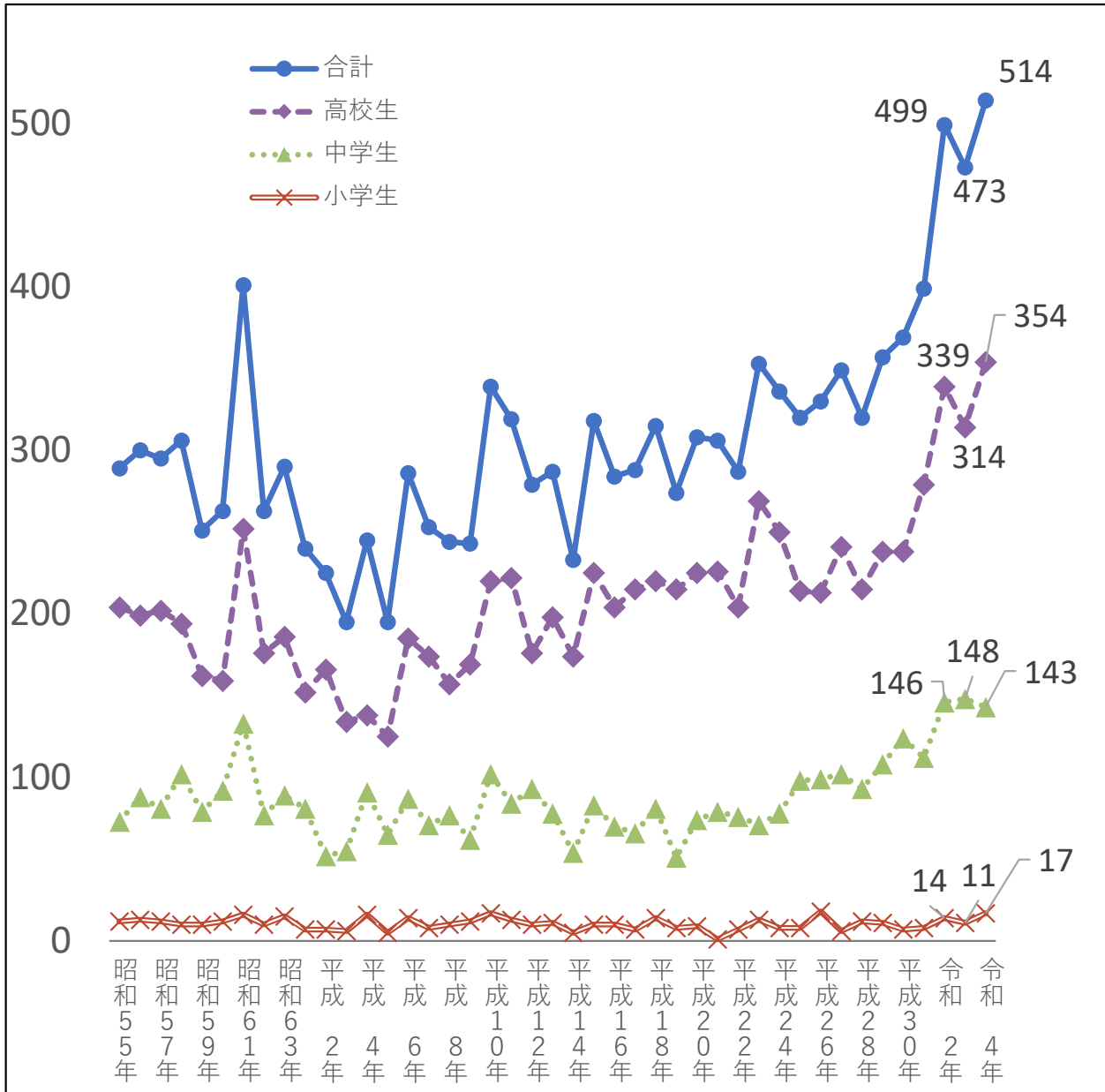


資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

【令和4年確定値】小中高生の自殺者数年次推移

令和5年3月14日現在

○小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和4年では、514人と令和2年の499人を超え過去最多となっている。



【令和3年、令和4年】
小中高生の自殺者数年次比較

	令和3年 (確定値)	令和4年 (確定値)	対前年増減数 (R4 - R3)
合計	473人	514人	41
小学生	11人	17人	6
中学生	148人	143人	-5
高校生	314人	354人	40

資料: 警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

【令和4年確定値】小中高生の自殺の原因・動機

令和5年3月14日現在

令和4年 (確定値)		自殺者総数	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	計	学校問題								その他	不詳
									学業不振	入試に関する悩み	進路に関する悩み (入試以外)	いじめ	学友との不和 (いじめ以外)	教師との人間関係	性別による差別	学校問題その他		
小学生	総計	17	4	3	0	0	0	8	3	0	0	1	3	0	0	1	3	4
	男性	12	3	2	0	0	0	4	2	0	0	1	1	0	0	0	3	3
	女性	5	1	1	0	0	0	4	1	0	0	0	2	0	0	1	0	1
中学生	総計	143	43	25	1	0	3	84	22	17	25	2	11	1	0	6	22	30
	男性	73	25	12	1	0	1	43	13	10	13	1	3	1	0	2	13	14
	女性	70	18	13	0	0	2	41	9	7	12	1	8	0	0	4	9	16
高校生	総計	354	67	101	8	1	27	189	58	20	35	5	35	7	1	28	41	59
	男性	208	38	35	6	1	18	125	43	15	26	1	16	5	1	18	26	42
	女性	146	29	66	2	0	9	64	15	5	9	4	19	2	0	10	15	17
合計	総計	514	114	129	9	1	30	281	83	37	60	8	49	8	1	35	66	93
	男性	293	66	49	7	1	19	172	58	25	39	3	20	6	1	20	42	59
	女性	221	48	80	2	0	11	109	25	12	21	5	29	2	0	15	24	34

家族の証言等から、自殺者一人につき4つまで計上可能

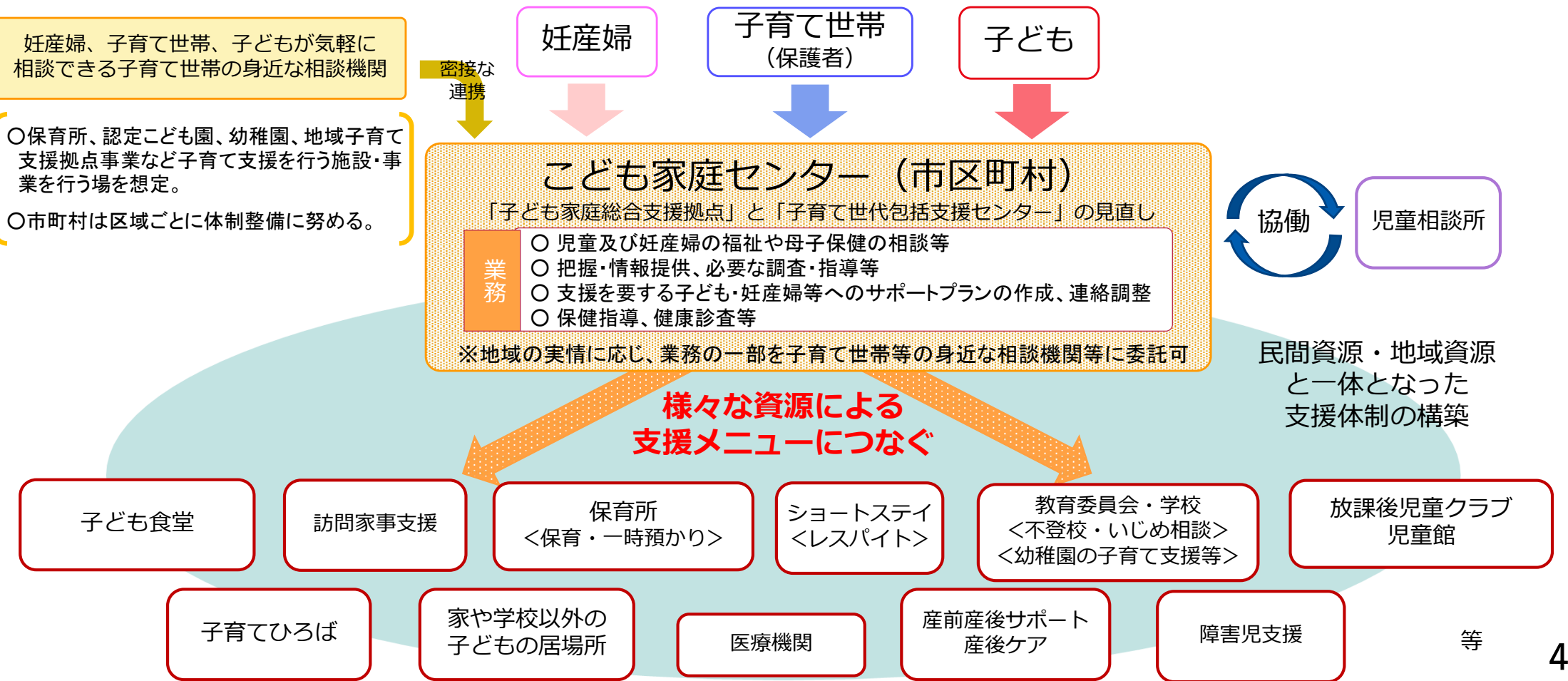
令和3年 (確定値)		自殺者総数	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	計	学校問題							その他	不詳
									学業不振	入試に関する悩み	その他進路に関する悩み	いじめ	その他学友との不和	教師との人間関係	その他学校問題		
小学生	総計	11	3	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	6
	男性	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	女性	7	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4
中学生	総計	148	30	21	0	0	6	43	13	3	6	3	10	2	6	11	66
	男性	74	12	7	0	0	5	17	8	2	4	0	1	0	2	5	41
	女性	74	18	14	0	0	1	26	5	1	2	3	9	2	4	6	25
高校生	総計	314	45	87	2	0	24	107	27	14	27	5	14	3	17	23	102
	男性	169	27	31	2	0	11	74	22	10	22	1	6	2	11	16	59
	女性	145	18	56	0	0	13	33	5	4	5	4	8	1	6	7	43
合計	総計	473	78	109	2	0	30	151	40	18	33	8	24	5	23	34	174
	男性	247	41	38	2	0	16	91	30	12	26	1	7	2	13	21	102
	女性	226	37	71	0	0	14	60	10	6	7	7	17	3	10	13	72

遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機について、自殺者一人につき3つまで計上可能

※令和3年までは、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機について、自殺者一人につき3つまで計上可能としていたが、令和4年1月からは、家族の証言等から自殺の原因・動機と考えられるものについて、自殺者一人につき4つまで計上可能とした。このため単純に比較はできない。

こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。
 - ※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）
- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。
 - ※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



こどもの居場所づくりに係る取組について

背景

- 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」（令和3年12月21日閣議決定）において、今後のこども政策の基本理念として、「**全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら**、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態（Well-being）で成長」できるようにすることを掲げている。
- 同基本方針では、「**こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）**」を閣議決定し、これに基づきこどもが安心して過ごすことができる場の整備をこども家庭庁が中心となり強力に推進することとしている。

令和4年度以降の対応状況

取組
1

こどもの居場所づくりに関する調査研究の実施

こども家庭庁の下で行う指針の策定に資するよう、こどもの居場所についての実態把握や論点整理、こどもの居場所づくりの理念・視点のとりまとめを行うことを目的とし、有識者や関係団体等へのヒアリング、こどもや若者からの意見聴取を行い、こども・若者の居場所に知見を有する学識者、民間団体、若者等で構成される検討委員会を開催の上、報告書をまとめて公表した。

➡ 令和5年度から、こども家庭審議会こどもの居場所部会において、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」の策定に向けて議論を進める。

取組
2

こどもの居場所づくり支援モデル事業の創設

NPO等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出すための取組の検証に係る経費を補助することにより、こどもの居場所に対して効果的な支援方策を明らかにすることを目的とし、屋外においてこどもたちが自由に遊べるプレーパーク（冒険遊び場）、高校の空き教室等を活用したカフェの開設によるアウトリーチ支援、オンライン上における居場所の提供および支援等、事業趣旨に即した居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組に対する事業費を、令和4年度補正予算において補助。

1. 施策の目的

- いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係府省の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進。

2. 施策の内容

【(1) 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証(197百万円)】

学校外からのアプローチによるいじめ防止対策の推進に向け、①～②の取組を一体的に実施。

①実証地域（自治体の首長部局）での開発・実証

自治体の首長部局において、専門家の活用等により、学校における対応のほかに、いじめの相談から解決まで取り組む手法等の開発・実証を②と連携して行う。

（開発・実証のイメージ）

- ・相談対応のみならず、首長部局がいじめ解消まで関与する取組であること
- ・関係部局・関係機関との連携体制を構築していること
- ・②と連携し、取組効果が検証可能な形で進めること
- ・ICTの活用など、円滑な相談がしやすい体制を構築していること

※一部民間事業者を活用することも可

②実証地域への専門的助言や効果検証及び研修コンテンツの作成

各実証地域における①の取組への専門的助言や効果検証の伴走支援、汎用モデル化及び首長部局の担当者向けの研修コンテンツを作成

【(2) いじめ調査アドバイザーの任命・活用(3.5百万円)】

- ・重大事態調査を立ち上げる自治体に対し、第三者性確保等に関して、学識経験者等の専門家が助言
- ・再調査事例の分析等を通じた重大事態調査の運用改善等

【その他】いじめ防止に係る広報・啓発 など



学校におけるアプローチの強化と相まって、いじめの長期化・重大化防止の首長部局における取組をモデル化

いじめ防止対策推進法に基づく適切な対応と相まって、重大事態に至った事案の適切な対処を推進

3. 実施主体・委託先等

(1) ①実証地域（首長部局）での開発・実証

【委託先】 都道府県、市区町村（箇所数：8自治体程度）

②実証地域への専門的助言や効果検証及び研修コンテンツの作成

【委託先】 民間団体等（1団体）

(2) いじめ調査アドバイザーの任命・活用

【実施主体等】 国が非常勤職員として任命

予防のためのこどもの死亡検証体制整備モデル事業

令和5年度当初予算：1.1億円（1.1億円）

【令和2年度創設】

目的

- 予防のためのこどもの死亡検証は、こどもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、こどもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能なこどもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 今般、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内容

（1）推進会議

医療機関、行政機関、警察等とこどもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

（2）情報の収集・管理等

こどもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

（3）多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果表）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

<事業イメージ>



【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国10 / 10
- ◆ 補助単価案：年額 12,283,020円

事業実績

- ◆ 実施自治体数（変更交付決定ベース）
令和4年度：8自治体（群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、香川県、北海道、福島県）